

派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

- 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号。以下「派遣先指針」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第3章第1節及び第3節の規定により派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。
- 今般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条により、労働者派遣法に、派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の禁止等に係る規定等が追加されるとともに、派遣先における義務の内容が見直されること等とされたことを踏まえ、派遣先指針の一部を改正する。

2. 改正の内容

- 労働者派遣法第40条第4項に定める適切な就業環境の維持、施設の利用に関する便宜の供与等の措置の努力義務が配慮義務とされたことに伴い、派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持並びに派遣先が設置及び運営し、その雇用する労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないこととする。
- 労働者派遣法第26条第11項の規定による労働者派遣に関する料金の額についての派遣先の配慮は、労働者派遣契約の締結又は更新の時だけでなく、当該締結又は更新がなされた後にも求められるものであることとする。
- このほか、整備法の一部の施行に伴い、所要の改正を行う。

3. 根拠条文

労働者派遣法第47条の11

4. 適用期日等

告示日 平成30年12月下旬（予定）

適用期日 平成32年4月1日（予定）